

## 第4章

# 教育・保育施設の 施設型給付費(委託費)

### (1)施設型給付(委託費)について

子ども・子育て支援法では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

「施設型給付」は、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育に対して、国が定める「公定価格」を基に算定されます。保育料(利用者負担額)は、市町村が利用者の所得に応じて応能負担で定める額になります。なお、私立認可保育所は、従来通り、児童福祉法に基づき、市町村から施設に委託費が支払われる仕組みとなります。

公定価格	施設型給付 (委託費)	国負担:1/2	
		県負担:1/4	
		市町村負担:1/4	
	利用者負担額	利用者負担額 (国保育料基準)	利用者負担額 (市町村保育料基準) 利用者負担額軽減 (市町村負担)

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」



## (2)施設型給付(委託費)の内訳

公定価格は、人件費などからなる「基本額」と、経費補助等の上乗せ分からなる「加算額」の2つで構成され、各施設の規模や職員配置、人件費の地域差、保育の利用時間などを加味し、サービスにかかるコストを計算する。

事務費	人件費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) ※3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

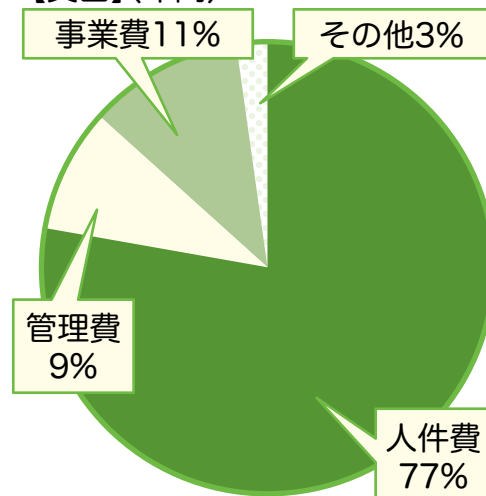
## (3)施設型給付(委託費)の収支(例)

【収入】(年間)

90名定員 (処遇改善等加算4%)の場合	
乳児	6名
1～2歳児	24名
3歳児	20名
4～5歳児	40名
年間運営費額	79,248,720円

※処遇改善等加算4%・・・職員一人あたりの平均勤続年数4年未満

【支出】(年間)



施設型給付(委託費)